

「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

(別添)

新		旧																									
<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 (一部改正 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日 <u>平成28年3月30日</u>)</p>		<p>医政発第0728001号 平成15年7月28日 (一部改正 平成17年2月8日 平成19年3月30日 平成20年3月26日 平成21年6月16日 平成22年4月14日 平成23年3月24日 平成26年3月31日)</p>																									
各都道府県知事 殿		各都道府県知事 殿																									
厚生労働省医政局長		厚生労働省医政局長																									
大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について		大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について																									
(略)		(略)																									
様式1 (略)		様式1 (略)																									
様式2		様式2																									
(略)		(略)																									
大学病院概況表-4-		大学病院概況表-4-																									
(略)		(略)																									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24~27 (略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勤務時間</td> <td></td> <td>基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 <u>休憩時間 ()</u> 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無</td> </tr> </table>			※		24~27 (略)		(略)	28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)	勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 <u>休憩時間 ()</u> 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24~27 (略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勤務時間</td> <td></td> <td>基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無</td> </tr> </table>			※		24~27 (略)		(略)	28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)	勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無
	※																										
24~27 (略)		(略)																									
28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)																									
勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 <u>休憩時間 ()</u> 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無																									
	※																										
24~27 (略)		(略)																									
28. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)																									
勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無																									

(略) (略)
(略)

(記入要領)

1～16 (略)

17 「医師（研修医を含む。）の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5)「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること（患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。）。

※算出式

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）}}{3} + \frac{\text{外来患者数（精神科、耳鼻咽喉科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。）} + \text{精神科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数}}{2.5 + 5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

(6) (略)

18～32 (略)

33 「研修医の処遇」欄について

(1)・(2) (略)

(3)「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間及び勤務時間中の休憩時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。

(4)～(9) (略)

34・35 (略)

様式3・様式4 (略)

様式5

(略)
大学病院概況表（変更等記載用）－5－

(略)

30～32 (略)	(略)	(略)
33. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	勤務時間	基本的な勤務時間 (: ~ :) 24 時間表記 <u>休憩時間 ()</u>
		時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無
(略)	(略)	(略)

(略) (略)
(略)

(記入要領)

1～16 (略)

17 「医師（研修医を含む。）の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5)「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること（患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。）。

※算出式

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）}}{3} + \frac{\text{外来患者数（耳鼻いんこう科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。）} + \text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数}}{2.5 + 5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

(6) (略)

18～32 (略)

33 「研修医の処遇」欄について

(1)・(2) (略)

(3)「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。

(4)～(9) (略)

34・35 (略)

様式3・様式4 (略)

様式5

(略)
大学病院概況表（変更等記載用）－5－

(略)

30～32 (略)	(略)	(略)
33. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	勤務時間	基本的な勤務時間 (: ~ :) 24 時間表記 <u>休憩時間 ()</u>
		時間外勤務の有無 : 1. 有 2. 無
(略)	(略)	(略)

34・35 (略)

※欄は、記入しないこと

(記入要領)

1～13 (略)

14 「医師(研修医を含む。)の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5)「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること(患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること)。

※算出式

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数(精神科、耳鼻咽喉科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。)} + \text{精神科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数} - 52}{2.5 + 5} \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

(6) (略)

15～29 (略)

30 「研修医の処遇」欄について

(1)・(2) (略)

(3)「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間及び勤務時間中の休憩時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。

(4)～(9) (略)

34・35 (略)

※欄は、記入しないこと。

(記入要領)

1～13 (略)

14 「医師(研修医を含む。)の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5)「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること(患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること)。

※算出式

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数(耳鼻いんこう科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。)} + \text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数} - 52}{2.5 + 5} \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

(6) (略)

15～29 (略)

30 「研修医の処遇」欄について

(1)・(2) (略)

(3)「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。

(4)～(9) (略)